

綴つて参りました。また、直近の幾号かでは「オフィス再開へのプランの再検討」を主に取り上げてきました。勿論、コロナ禍が世界中の企業に与えた影響は計り知れず、先の見えない時代であつて猶、近い将来に焦点を当てて引き続き考察し続けるべきではあります。ですが、周囲には類似の題材を扱った人事関連記事は数多あり、記事内容が重複してしまった可能性も高いので、弊社としましては今号以降は、今一度、多くの企業が以前から困つており、それがコロナ禍でより浮き彫りにまたは噴出した課題および疑問に応えていきたく、コラムのタイトルを端的な「H.R.人事マネジメント Q&A」に変えることに致します。

## ワーク・スケジュールについて①

雇用主側からは、「コロナ禍で仕事を減らしたので、従業員の就労時間を40時間から30時間または30時間未満したい」「自宅勤務を許可したは良いが、託せる職務に限りがある」「仕事量が減ったので、そのポジションを廃止したいが、ポストコロナ禍では人手不足になることを見据えれば、解雇せずに就労時間数を減らすなどしてそのポジションを温存しておきたい」「従業員が出勤を嫌がるので、1日8時間・週5日勤務から1日10時間・週4日

Q&A」の初回として取り上げるの  
は、多くの企業から常に問い合わせを  
頂き、その質問数も相当数に上る、ワー  
ーク・スケジュールあるいはワーケス  
タイル：両者は密接に関わっています  
が：これ即ち、働く方・働き方と言  
い換えても良く、そのうちのワーク・  
スケジュールについてを数回シリーズ  
で取り上げます。

（代替勤務スケジュール）と呼びますが、これは何も最近の流行りではなく、たとえば、1994年1月にカリフォルニア州ノースリッジで地震が発生し、ロサンゼルスダウンタウンへ向かう幹線フリーウェイが分断されて通勤が困難になつた時なども、自宅勤務と共に、1日10時間・週4日勤務形態が推奨されたこともあります。

これらのうち、1日8時間・週5勤務から1日10時間・週4日勤務への「変更」を模索されるに当たり、先ず、このような異なる就労形態を設定するこ

「自宅勤務を認めるのなら、Make Up Time 制も柔軟に認めるべきだ」などが挙げられます。

「出勤を嫌がる」「出勤を無理強いすれば自宅勤務に慣れた従業員の中から転職を考える者も多く出てくるだろう」

勤務に変更することも考えたい」との相談が寄せられる一方で、雇用主側が懸念する「優秀な従業員が自宅勤務を機に遠方に引っ越したいと言つてくる」「自宅勤務と出勤の割合は今のままの

新連載

（次回は6月第4週号掲載）

いる州もあつたりと、すんなり変更  
きるわけではありません。従つて、論  
討される前に、一先ず、御社が所在す  
る州の残業代に関する法律を確認し  
みてください。

倍の賃金を払うとしている中、少数州では1日8時間（または10時間・12時間）を超えた場合でも1・5倍の金を払うなど独自の州法を備えていり、ワーレク・スケジュールの変更に

ル)のAlternative work scheduleは、週休3日となるわけです。彼ら、仮に、大半の従業員が好み且つ適切な方法で導入されれば従業員をよみやる気にさせるカンフル剤ともなりますが、大半の州が連邦法に則って週間に時間以上働いた場合に超過分に1・

うえだ・むねろう　富  
県出身で拓殖大学政経  
部卒。1988年に渡  
後、すぐに人事業界に  
を置き、99年初めより  
社に在籍。これまで、米国ならびに日  
の各地の商工会等で講演やセミナーを  
多く行いつつ、米国中の日系企業に対  
ても人事・労務に絡んだ各種トレーニ  
ングの講師を務める。また各地の日系媒  
にも記事を多く執筆する米国人事労務  
理のエキスパート。



(次回は6月第4週号掲載)

あつたりとすんなり変更ではありません。従つて、  
前に、一先ず、御社が所在する  
業代に関する法律を確認し

を払うとしている中、少数  
日8時間（または10時間・12  
超えた場合でも1・5倍の任  
など独自の州法を備えてい  
ク・スケジュールの変更に  
員による投票を条件付けして

週休3日となるわけですが、大半の従業員が好み且つ、**「」**で導入されれば従業員をよみがへさせるカンフル剤ともなりかねない。半の州が連邦法に則って週休3日を導入した場合に超過分に1・2時間働いた場合に超過分に1・2時間

うえだ・むねろう　富  
県出身で拓殖大学政経  
部卒。1988年に渡  
後、すぐに人事業界に  
を置き、99年初めより  
相。これまで、米国ならびに日  
商工会等で講演やセミナーを  
いつつ、米国中の日系企業に対  
手・労務に絡んだ各種トレーニ  
ングを務める。また各地の日系媒  
体を多く執筆する米国人事労務  
士パート。